

首都圏水道事業体支援事業 実施要領

(平成 29 年 11 月 9 日幹事会議決)

1 目的

首都圏水道事業体支援事業（以下「支援事業」という。）は、事業運営上の課題を抱える首都圏の水道事業体に対して、支援事業体が相互に連携して支援事業に取り組むことを目的とする。

2 支援事業体

支援事業体は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に所属する正会員で、支援事業の趣旨に賛同し支援を実施する意思を有する別紙 1 に掲げる水道事業体とする。

3 受援事業体

受援事業体は、関東地方支部に所属する正会員で、支援要請を行う水道事業体とする。

4 支援対象事業

受援事業体からの要請に基づき、受援事業体と支援を実施する支援事業体が協議の上、決定する。

5 支援方法

支援事業の実施方法は、案件ごとに受援事業体と支援を実施する支援事業体が協議の上、決定する。

6 費用負担

支援事業の実施にあたり必要な費用については、原則として受援事業体に応分の負担を求めることとし、詳細は受援事業体と支援を実施する支援事業体が協議の上、決定する。

7 プラットフォームの設置

- (1) 支援の実施に当たり、支援事業体による首都圏水道事業体支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。
- (2) プラットフォームは年 1 回以上プラットフォーム全体会（以下「全体会」という。）を開催し、後述する運営委員会による議決事項の報告、支援実施状況の情報共有等を行う。
- (3) 全体会は原則として支援事業体で構成するが、希望する他の事業体の参画を妨げない。
- (4) プラットフォームの効果的な運営のため、プラットフォーム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。
- (5) 運営委員会は、支援事業体の加除その他プラットフォームの運営に関する細目を決定する。

- (6) 運営委員会を構成する事業体は、全体会において支援事業体の中から選任し、任期は2年とする。
- (7) プラットフォームの庶務を担うため、東京都に事務局をおく。

8 広報活動

支援事業の普及促進のため、運営委員会から要請があったときは、関東地方支部は会員事業体に対し広報活動を実施する。

附則

本実施要領は、平成 29 年 11 月 9 日から適用する。

別紙 1

首都圏水道事業体支援事業 支援事業体一覧

- ・ 東京都水道局
- ・ 横浜市水道局
- ・ 川崎市上下水道局
- ・ 神奈川県企業庁